

諸外国の有罪確定後救済制度(修正箇所赤字)

		A.日本
通常審	1.訴訟構造と特徴	○当事者主義的構造 ・高度な訴追基準
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度(請求〔予定〕証拠を除く)	○検察官の証拠開示義務
	2-1.開示/閲覧の対象	○公判前・期日間整理手続における証拠開示 ・1.検察官保管証拠の一覧表(刑訴316条の14第2項)、2.類型証拠(刑訴316条15)、3.主張関連証拠(刑訴316条20)。 ・証拠開示制度の必要性だけを理由に公判前・期日間整理手続に付すことのできる要件になっておらず、当該手続に付されるか否かは裁判所の裁量的判断による。 ・検察官請求証拠の証明力の評価に直接影響しない証拠は、被告人に有利な証拠であっても被告人側の主張を待って開示する仕組みになっている。 ○全事件を対象とした証拠開示 ・検察官が任意開示に応じなかった証拠を開示させる手段としては、判例の認める限定的範囲の訴訟指揮権に基づく証拠開示命令しかない。
	2-2.不開示とされる場合	○開示の必要性和不開示の弊害の内容及び程度の比較考慮による不開示(316条の15第1項、316条の20第1項) ・検察官による不開示の措置に対して、裁判所の裁定による開示命令(刑訴316条の26)の仕組みはあるが、被告人側が証拠標目一覧表に基づく裁定の可否を確認できない。 ○証人等特定事項の秘匿措置(刑訴316条の23第2項)
	3.上訴制度	○三審制(控訴審、上告審) ○無罪判決に対する上訴も可能
有罪確定後の主要救済制度	3-1.事実誤認を理由とする上訴	○控訴審は事後審 ・控訴理由(刑訴382条、382条の2)に該当する範囲で事実誤認を争うことができる。職権による統審的運用も可能であるが、裁判所の裁量に委ねられている。(刑訴393条1項) ・無罪判決に対し控訴審において有罪方向で事実の取調べを行い逆転有罪になった場合、控訴審で新たに取り調べた証拠の評価の可否に対する審級の利益が失われることを防げない。 ○上告審は法律審 ・者反正義の場合に事実誤認を理由とする職権破棄(刑訴411条3号)はできる。
	4.不利益再審	○憲法で禁止
	5.確定事件に関する記録の保存・保管	○確定記録は刑事確定訴訟記録保存法に基づき保存 ○検察官保管の不提出記録は検察庁の内規(記録事務規程、証拠品事務規程等)に従い管理 ・再審請求が予測される場合の不提出記録や証拠品の保管に関する規定はあるが、有罪とされた者に再審に備えた保管の延長請求権はない。 ○検察不送付の捜査資料の管理規定の不備(警察庁の通達に従い管理) ・警察庁「捜査資料の組織的及び厳格な管理等について(通達)」によれば、捜査幹部が、捜査の終結、公訴の提起、公判の維持等の観点から、保管の必要がなくなったと認める場合には確実に廃棄又は消去することを求めている、再審への特別の配慮はみられない。
有罪確定後の主要救済制度	6..主要な救済制度	○利益再審 ・新証拠によるノバ型、またはファルサ型の救済。(刑訴435条、436条) ・憲法違反を理由とする再審規定がなく、非常上告によるしかない。 ○非常上告 ・法令違反を理由とする救済制度として非常上告が用意されているが(刑訴458条1項1号但書に該当する場合に限る)、申立権者は検事総長に限定されている。
	7.新事実・新証拠による救済基準	・「無罪等を言い渡すべき明らかな証拠」(刑訴435条6号) ・「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだし、その認定を覆すに足る蓋然性のある証拠」をいうものと解すべき。(最決昭50・5・20刑集29巻5号177頁)
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限	○期間・回数の制限なし ○同一理由による再審申立ては不可(刑訴443条2項)
	9.判断主体と裁判管轄	○原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定	規定なし
	10.救済申立のための公的支援	○公的支援制度の不在
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務	○任意手段を用いた証拠収集 ・訴訟に関する書類や押収物は情報公開法の適用除外。(刑訴53条の2) ・不提出記録及び証拠物の閲覧については、保管検察官が刑訴法47条例外に該当すると判断した場合にのみ認められる。 ○有罪確定後の検察官の継続的証拠開示義務に関するルールが欠如 ・通常審における不提出証拠の開示制度は公判前・期日間整理手続を設ける必要性に紐づけられており、当該手続終了後の証拠開示義務の継続とその範囲に関するルールが欠如している。確定前であれば開示すべきであった証拠を確定後に発見した場合に、その事実を有罪とされた者に伝える義務を定めたルールがない。
	12.申立後の証拠採取手段	○訴訟指揮権に基づく開示命令 ・裁判所が証拠開示命令を出しても、検察官が命令に従わなかった場合に開示を強制する手段はない。 ○職権による証拠の取寄せ(公務所等照会(刑訴279条)や提出命令(刑訴99条3項)) ・提出命令は対象となる証拠を特定できている場合に限られる。 ・裁判所は再審理由の審査に必要であると判断すれば証人尋問、鑑定の命令、検証等を通じて証拠の採取を行うことが可能であるが、再審請求人には証拠調べ請求権がなく、事実の取調べを行うかどうかの判断は裁判所の裁量に委ねられている。
	13.救済手続の構造と手続	○再審請求の審査と再審公判の二段階構造
	14.検察官の不服申立の可否	○再審開始決定に対する即時抗告(刑訴450条) ○即時抗告審決定に対する特別抗告(刑訴432条、405条)

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）	
B.アメリカ（連邦・州） （※救済事例のほとんどは州事件）	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・大陪審・罪状認否制度 ○検察官の証拠開示義務
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○連邦証拠規則Rule16(a)(1) ・1.取調べ時の被告人の供述、2.録取又は録音された被告人の供述、3.被告人の以前の刑事記録、4.被告人の防御の準備に重要な書証及び物証、5.専門家証言に関する情報等の開示と閲覧・謄写・撮影の機会の付与等。 ・両当事者間で公判前証拠開示会議（Pretrial Discovery Conference）を開催し開示の範囲や日程等を計画。会議の結果を踏まえて裁判所に必要な裁定を要請できる。（Rule16.1） ・ただし、1.捜査・訴追との関係で当局職員が作成した報告書、メモその他の内部文書、及び証人予定者の供述で、Jencks Actによる開示対象に該当しないもの（Rule16(a)(2)）、2.大陪審の記録（Rule16(a)(3)）は適用対象外。 ・公判期間中に発見された証拠の継続的開示義務（Rule16.(c)） ○連邦証拠規則Rule26.2(Jencks Act[18 USCA § 3500]) ・主尋問で証言した証人の従前の供述であって、証言の主たる内容に関連するもの。該当性はイン・カメラ審査。 ○ブレイディ／ギグリオール 検察官は、1.被告人に有利であり、かつ、被告人の罪責又は量刑にとって重要な証拠（Brady v. Maryland, 373 U.S.(1963)）、2.検察側証人に対する弾劾証拠（Giglio v. United States, 405 U.S. 150(1972)を、被告人側からの請求の有無に関わらず、開示する義務がある。 ○オープン・ファイル方式を採用している州 ・ノース・カロライナ（G.S. § 15A-903）、テキサス（Code of Cr.P., art. 39.14）、オハイオ（Cr. R., Rule16）、ニュージャージー（Corut Rrule, Rule 3:13-3）、イリノイ（Sup. Court Rule, Rule 412-415）、マサチューセッツ（Rule of Cr.P., Rule 148(a)(1)(A)）、フロリダ（Rule of Cr.P., Rule 3.320）等。 ○米国法曹協会法律家職務模範規則Rule3.8(d) ・被告人の罪責又は量刑に有利に作用する証拠の全面的開示義務を定めている。法規範ではないが違反すると法曹協会による懲戒（検察官も法曹資格者として対象になる）や民事上の損害賠償責任の根拠にはなることから、規範性を伴っている。
	2-2.不開示とされる場合
	○裁判所の保護・変更命令 ・国家の安全にとって重要な情報の保護等の「正当な理由」があると認める場合（Rule16(d)(1)） ○無罪判決に対する上訴の禁止
	3.上訴制度
	○連邦及び多数の州は三審制（控訴と裁量的上告）、二審制（第一審と上告審）は8州 ○無罪判決に対する上訴の禁止
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○控訴審も上告審も法律審 ・事実審理をやり直す必要があるときは必ず事実審裁判所に破棄差戻し。
	4.不利益再審
	○合衆国憲法修正5条により二重の危険を禁止
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○司法省や警察組織が法規に基づく方針やガイドラインを定めて管理 ・連邦機関の場合、国立公文書記録管理局（NARA）の記録管理表に従って管理が行われている。 ○生体資料の保存義務については特別の立法あり（→11を参照）
有罪確定後の主要救済制度	6.主要な救済制度
	○人身保護令状（Habeas Corpus）の請願（連邦法については、28 USCA § 2241） ・州事件の連邦裁判所への申立は違法拘禁からの救済を得るための民事手続であるが、歴史的に冤罪救済手段としても利用されてきた。例えば、弁護人の援助を受ける権利や検察官の開示義務等の合衆国憲法違反を理由として、それが有罪判決に影響を及ぼしている蓋然性があれば、請願が認められる。 ・州事件の連邦裁判所への救済申立は州法上の救済手段を尽くすことが優先。（28 USCA § 2254(b)） ・各州が固有の人身保護手続・有罪確定後救済制度を設けており、新証拠に基づく誤判の是正を含めて救済対象とすることにより、主要な有罪確定後の冤罪救済制度としての役割を果たしてきた。 ・州死刑事件の連邦裁判所への請願に対する特則あり。例えば請願中の死刑執行停止。（ 28 USCA § 2261 to § 2266） ○連邦受刑者による確定有罪判決の取消・変更請求（28 USCA § 2255） ・憲法又は連邦法違反等や他の有罪確定後の副次的救済対象になることを理由とすることができる。 ○刑事訴訟規則上の再公判の申立て ・法令違反又は新証拠を理由とする公判裁判所による判決宣告後の自己是正手続。（例えば、連邦刑訴規則Rule 33） ○自己誤審令状（Coram Nobis）の請願 ・新証拠によるノバ型の救済。他の手段がない場合の補足的なコモン・ロー上の救済制度。 ○その他に、特別のものとしては事後救済令状（audita querela）、恩赦（pardon）がある。 ○ノース・カロライナ州は「冤罪調査委員会」を設置
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・新証拠に基づく再公判の要件は、1.判決前に新証拠を知らなかった、または利用できなかったこと、2.注意しても発見できなかったこと、3.重複証拠や単なる弾劾証拠ではない、重要な証拠であること、及び4.当該証拠を加えれば再公判により無罪となることが十分に予想できることとされている。ただし、新証拠がブレイディ／ギグリオールに基づく開示義務違反の証拠である場合は3及び4の基準は緩和され、「当該証拠が適時に開示されていたならば判決は異なっていたであろう蓋然性」を合理的に肯定できれば足りると解されている。（U. S. v. Laureano-Salgado, 933 F.3d 20 (1.st Cir. 2019); U. S. v. Tucker, 61 F.4th 194 (1.st Cir. 2023)他）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	○人身保護令状の請願は拘禁からの釈放される前 ・同一理由に基づく申立不可（28 USCA § 2244(d)） ・連邦裁判所に対する人身保護令状の請願は終局判決から原則1年以内かつ一回（28 U.S.C. § 2244(d)、§ 2255(f)） ○自己誤審令状の申立期間は明示的制限なし（規則上の再公判申立期間終了後でも申立可能） ○規則上の再公判の申立は有罪判決後の一定期間に制限 ・連邦の場合、新証拠の発見を理由とするときは有罪判決後3年以内 ・それ以外の理由によるときは有罪判決後14日以内
	9.判断主体と裁判管轄
	○人身保護令状は拘禁者の所在地を管轄する裁判所に請願 ○再公判は原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	○Conviction Integrity Unit(CIU) ・郡検察庁および一部の州では州の司法省に置かれた冤罪検証部門。Equal Justice InitiativeのHPIによれば2022年時点で95設置。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○連邦及び州の情報自由法（FOIA）による情報公開請求 ・連邦の場合は「2016年情報自由法」（5 USCA § 552）にしたがって公開請求ができる。法執行機関の保有する文書も適用対象とした上で、法執行機関が保有する記録や情報については § 552(b)(7)(A)～(F)に一定の除外事由を設けている。 ○イノセンス・プロテクション法（18 USCA § 3600, § 3600a） ・生体資料の保存を義務付け、冤罪を訴える者がDNA鑑定のために使用することを可能にしている。 ・全米で同様の法律が制定されている。 ○テキサス州のジャンクサイエンス令状（Texas Code of CrP, Art.11.073） ・問題のある科学的証拠に基づき有罪判決を受け、その後使用が可能になったより信頼性の高い科学的証拠を使用すれば結論が変わる蓋然性を証拠の優越を以て認定できる場合に、人身保護令状請求に基づく救済を許可するもの。 ○米国法曹協会法律家職務模範規則Rule 3.8.(g) ・検察官が、有罪とされた者が犯罪を犯していない蓋然性があると合理的に認められる重要で信用できる新たな証拠の存在を知ったときは、速やかに当該証拠を適切な裁判所又は当局に開示すること、及び、有罪事件が管轄内の事件であるときは、速やかに被告人に当該証拠を開示し、かつ再捜査を行うことを義務づけている。
	12.申立後の証拠採取手段
	・州事件の連邦裁判への人身保護令状の請願は、裁判所の許可により民事訴訟法上のディスカバリー手続の利用が可能。 ・28 USCA § 2255による救済請求は刑事手続として位置づけられており、裁判所の許可により刑事及び民事訴訟法上のディスカバリー手続が利用可能。
	13.救済手続の構造と手続
	○人身保護令状の請願 ・理由がある場合、無条件に釈放を命じる場合と、一定期間内に再公判を開くのでなければ釈放を命じる場合がある。 ○再公判の請求については、再公判の命令と再公判の二段階構造
	14.検察官の不服申立の可否
	○人身保護命令に対する上訴は原則として可能 ○再公判命令に対する上訴は連邦では可能（18 USCA § 3731）であるが、州では分かれる。 ・認めない州では、上訴を認める規定の不存在や上訴が許される終局裁判に当たらないことが理由とされている。

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）

	C.イギリス(イングランド及びウェールズ)
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・罪状認否制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○検察官の証拠開示義務
	2-1.開示／閲覧の対象
	○1996年刑事訴訟及び捜査法(CPIA1996)の定める開示義務 ・1.検察官の主張を崩し又は被告人の主張を支える合理的可能性のある証拠(s.1(a))、2.被告人側による開示後の主張関連証拠の追加開示(s.7A(2))。 ・検察官の開示義務は有罪若しくは無罪の言渡し又は検察官による公訴取消しまで継続。(s.7A(1)) ○同法の服務規程の定める開示義務 ・当該規程は警察から検察官に事件の関連証拠の送付漏れがないようにするための定めを設けた上で、被告人が治安裁判所における罪状認否の際に無罪答弁を行った場合やその意思が検察官に伝えられた場合、開示対象に当たる証拠は全て開示したことの証明書のあるい非開示の機密資料に該当しない不使用資料の標目を被告人に交付することを義務付けている。(CPIA1996(section 23(1)) Code of Practice,10.1-10.3) ○コモン・ロー上の開示義務 ・コモン・ロー上、検察官は、訴追から公判の終了に至るまで、被告人の請求の有無に関わらず、そうしない正当な理由がない限り、全ての関連資料の開示義務を負う。(参照、R v Ward [1993] 1 WLR 619)
通常審	2-2.不開示とされる場合
	○裁判所が、開示することが公共の利益に反すると認め、その旨命令した場合。(CPIA1996 s.3(6)、7A(8)) ・警察が開示は重要な公共の利益に重大な不利益を及ぼす現実的な危険があると判断する資料は、警察の開示担当官が機密資料として別の証拠標目を作成して管理し、標目にも記載できないほど機密性の高いものはこれと別途検察官に通知される。機密資料に該当し得る情報はCPIA1996(section 23(1)) Code of Practice,September 2020, para.6.14において詳しく列挙されている。 ○2016年捜査権限法56条により開示が禁止されている資料（CPIA1996 s.3(7)、7A(9)）
	3.上訴制度
	○三審制(控訴と許可による上告) ○無罪評決に対する上訴不可
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○治安裁判所の略式判決は刑事法院に覆審型控訴 ○控訴院、最高裁は法律審 ・有罪判決に事実誤認につながる法的瑕疵が認められるときは、事実審裁判所に破棄差戻し。
通常審	4.不利益再審
	○ファルサ型不利益再審規定(適用例なし) ○謀殺等重大事件のノバ型不利益再審規定
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○1996年刑事訴訟及び捜査法26条(1)に基づく服務規程(CPIA1996(section 23(1)) Code of Practice,September 2020) ・同法26条1項は捜査過程で得られた事件関連情報・資料の保存に関する服務規程の作成を義務付けており、当該規定に基づく服務規程第6章において保存の対象と保管期間を規定。 ・同服務規程は、1984年警察及び刑事証拠法22条に従い、押収物、又は物自体を保存しなくても目的を果たせる場合はその写真や複写物を、当該規程の定める期間保存することを義務付けている。(para.5.2、5.7-5.10) ○捜査や訴追記録は警察や王立検察庁が内規を定めて管理 ・警察:National Police Chiefs' Council (NPCC) Guidelines ・検察:CPS Casework Retention Schedule
有罪確定後の主要救済制度	6.主要な救済制度
	○刑事事件再審委員会(Criminal Cases Review Commission)(1995年刑事上訴法により設置) ・有罪判決に対するノバ型の再審査及び刑の宣告に対する法的観点からの再審査のための制度(1995年刑事上訴法13条(1)項)
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・CCRCが有罪判決または刑の宣告が支持されない「現実的可能性がある」と判断した場合には、付託決定が行われる。付託決定は控訴と同様に取扱いられ、原判決に対する控訴管轄裁判所(控訴院、刑事法院、北アイルランドの裁判所)において審理が行われる。(1995年刑事上訴法13条(1)項)
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
	9.判断主体と裁判管轄
	○刑事事件再審委員会(CCRC) ・法曹を3分の1以上、刑事司法の知識又は経験を有する者を3分の2以上含む11人以内の委員により構成
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
有罪確定後の主要救済制度	10.救済申立のための公的支援
	○法律扶助制度 ・CCRCに対し適法に再審請求のできる事件であって、CCRCの付託決定の基準を満たす可能性があることと認められることという要件を満たす限り、請求準備の段階からCCRCの審査手続の過程を通じて、請求人は、法律扶助協会(LAA; Legal Aid Agency)の運営する法律扶助を通じて、無料で弁護人の援助を受けることができる。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○2000年情報自由法による閲覧請求 ・捜査や刑事手続との関係で得られた情報については広範な除外規定を設けている(同法30条、31条)。 ○コモン・ロー上の開示義務 有罪認定の「安全性」(safety)に疑いを生じさせる資料が発見された場合の検察官の開示義務(参照、Nunn v. Chief Constable of Suffolk Constabulary and Another [2014] UKSC 37, para.35; Attorney General' s Guidelines on Disclosure, para.140)
	12.申立後の証拠採取手段
	○CCRCが職権で資料を収奪せ(CAA1995 s.17-18) ・公的組織に対して保有又は管理する文書その他の資料を提出し、CCRC自らが立入って持出し、あるいは保全することとを求めることができる。文書その他の資料には対象事件又はこれに関連する事件の捜査又は手続において取得又は作成されたあらゆる文書その他の資料が含まれる。通常であれば文書やその他の資料の提出や委員会へのアクセスを妨げるような、秘密保持義務その他の開示制限(法律またはその法律に基づいて課される義務を含む)があったとしても、それによって要請に応じる義務が影響を受けるものではない。 ・ただし、一定の政府保有資料は対象外。 ・民間組織が保有又は管理する文書その他の資料については、CCRCの申立により刑事法院の命令に基づき取得。
有罪確定後の主要救済制度	13.救済手続の構造と手続
	○CCRCから控訴裁判所への付託と控訴裁判所による審理の二段階構造 ・控訴審は付託決議に理由が認められるときは破棄自判することが多く、さらに事実審理が必要な場合のみ刑事法院に差戻しとなる。(2023年度においては24件の審理が行われ、うち19件において原判決が破棄されたが、差戻しは2件のみ。)
有罪確定後の主要救済制度	14.検察官の不服申立の可否
	○CCRCの控訴院付託決定に対する検察官の不服申立ては不可 ・付託を受けた控訴審の判決は通常の上訴と同様に扱われるため、重要な法律問題がある場合に、控訴院の許可を得て最高裁への上告が可能。

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）	
	D.カナダ
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・罪状認否制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	2-1.開示/閲覧の対象
	○R v Stinchcombe, [1991] 3 SCR 326 ・検察官は、自己の保有するすべての関連情報を被告人側に対して開示する法的義務を負う。捜査によって得られ、検察が保有している情報は、有罪判決を得るために検察官のためのものではなく、正義を実現するために用いられるべき公共の財産である。開示義務には、情報の秘匿に関する裁量権及び開示の時期や方法に関する裁量権が伴う。 ○R. v. McNeil, 2009 SCC 3 (CanLII), [2009] 1 SCR 66 ・Stinchcombe 判決における検察官の証拠開示義務に不可欠な前提として、警察には、被告人に対する捜査に関連するすべての資料を検察官に開示する義務がある。この義務を果たすにあたり、捜査を担当する警察は、法的には検察官とは別個かつ独立した存在であるものの、「第三者」としてではなく、検察官と同じ「第一当事者」としての立場で行動するものとして扱われる。 ○カナダ連邦検察庁業務マニュアル(Public Prosecution Service of Canada Deskbook) ・第2部「検察官の行動原則」2.5章「証拠開示の諸原則」は、「検察官は、被告人が検察官の主張に反論するため、防御を構築するため、又は、例えば証拠を提出するかどうかといった弁護活動の方針に影響を与える判断を行うために、合理的に利用しうる情報であれば、それが被告人に有利不利を問わずすべて開示する義務がある。被告人が十分な反論・弁護を行う権利が損なわれる合理的な可能性がある場合は、開示義務のある情報との関連性を肯定できる」と記載している。
	2-2.不開示とされる場合
	・R v Stinchcombe, [1991] 3 SCR 326によれば、検察官の証拠開示義務には、情報の秘匿に関する裁量権及び開示の時期や方法に関する裁量権が伴うとされている。これを受けて、カナダ連邦検察庁業務マニュアルpara.2.5章は、「最高裁は、開示義務が広範であるとはいえ絶対的なものではなく、開示の時期や正当な目的のために情報を秘匿することについて、検察官に裁量があることを明確にしている。これには、警察の情報提供者の保護、内閣機密、国家の安全保障、国際関係、および国防に関する情報の保護が含まれる。また、当該開示義務には次のような制限もある。被告人には、真実発見の過程をゆがめるような情報を得る権利はない。」と記載している。
有罪確定後の主要救済制度	3.上訴制度
	○三審制(控訴と裁量的上告) ○無罪判決に対しては法律問題のみを理由に上訴可能
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○事実誤認を理由とする控訴も可能 ○上告審は法律審
	4.不利益再審
	○不可
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○判決後も捜査・訴追記録の保存義務がある。 ○警察や検察の内規により管理 ・オンタリオ州は重大事件についてMajor Case Management regulation (Reg. 354/04)を定めて記録の電子化による長期保存を行っている。
	6..主要な救済制度
	○ <u>誤判審査委員会(Miscarriage of Justice Review Commission)</u> （デイヴィッド&ジョイス・ミルガード法〔2024年12月17日成立〕により新設） ・2002年に司法省内部に <u>有罪事件審査部門</u> （Criminal Case Review Group）を設置して、救済申立に対する審査を行ってきた。当該制度は司法大臣の下におかれていたが、独立委員会形式の誤判審査委員会に改めると共に、再審の基準も見直された。 ・新事実によるノバ型の誤判審査（Criminal Code 696.6(5)条）
有罪確定後の主要救済制度	7.新事実・新証拠による救済基準
	・MJRCは調査結果に基づき、重大な司法の誤りが生じた可能性がある(may)と結論付け合理的理由が認められ、かつそうすることが正義の利益にかなうと考える場合は、再公判を開かせるか、控訴審に付託するかを選択できる。
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
	9.判断主体と裁判管轄
	○ <u>誤判審査委員会(MJRC)</u> ・法律家を3分の一以上含む5～9人の委員により構成
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	○MJRCによる支援(Criminal Code 696.84(1)(2)) ・MJRCが、支援を必要とする申請者に対して、サービス提供者と契約をすることを含めた支援を提供できる。当該支援には、(a) 支援を必要とする人々のための地域のサービスへ案内すること、またはそのサービスの利用を援助すること、(b) 翻訳および通訳サービスを提供すること、(c) 手段を持たない場合に、食料や住居などの生活必需品に関して援助すること、(d) 手段を持たない場合に、申請を行うことや、委員会が作成した調査報告書に対して書面での回答を行うことに関連して、法的支援を受けるための援助をすることが含まれる。
有罪確定後の主要救済制度	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○カナダ連邦検察庁業務マニュアル2.5は、「検察官の証拠開示義務は継続的なものであり、捜査・訴訟の過程を通じて検察官が知るようになった、または入手した情報が関係しており、有罪判決後も、上訴審の判決が下された後や上訴期間が過ぎた後も続く」と記載している。
	12.申立後の証拠採取手段
	○ <u>誤判調査のために公的調査委員会法(Inquiries Act) 第一部の定める調査権限</u> (Criminal Code 696.2(2)) ・公的調査委員会法Part. I 4条 委員(調査官)は、証人を召喚する権限を有し、証人に対して以下を求めることができる。 (a) 口頭または書面で証言を行うこと。証言は宣誓の上で、または民事事件において宣誓に代えて確言する権利を有する者については、厳粛な確言の上で行うこと。 (b) 委員が調査の完全な遂行に必要と認める文書その他の物を提出すること。 5条 委員は、証人の出頭を強制し、証言をさせるための権限について、民事事件における記録裁判所(court of record)に与えられているのと同じ権限を有する。
有罪確定後の主要救済制度	13.救済手続の構造と手続
	○MJRCによる救済の決定(Criminal Code 696.2(2))と管轄裁判所による審理の二段階構造 ・再公判決定が行われた場合は第一審において、控訴付託決定が行われた場合は控訴審において審理が行われる。
有罪確定後の主要救済制度	14.検察官の不服申立の可否
	○MJRCの決定に対する不服申立は不可

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）	
E.フランス	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○職権主義的構造 ・弾劾的予審制度
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○予審記録の開覧・謄写権（刑訴114条）
	2-1.開示／開覧の対象
	・弁護人は予審記録の開覧及び記録中の文書等の写しの交付請求ができる。（刑訴114条3項、5項）
	2-2.不開示とされる場合
	・予審判事は、理由を明示した決定によって記録の写しの交付の請求を拒否することができる。（刑訴114条6項）
	・その際、証人や捜査関係者を保護する目的で記録の写しの交付を拒否することもできる。（同条10項）
	3.上訴制度
有罪確定後の主要救済制度	○三審制
	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○控訴審は覆審型 ○上告審は法律審
	4.不利益再審
	○不可
	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○捜査記録を含めむ訴訟記録は保存期間中は司法省の定めた記録管理指針に従い裁判所が保管。保存期間経過後も廃棄せずにさらに保存することとした記録は公文書館に移して保管。 ・代表的な記録管理指針として、「司法機関で作成される記録の選別・保存に関する指針」や 国家文書行政局（Service interministériel des Archives de France）の記録管理指針がある。
	6.主要な救済制度
	○利益再審・再審査（2014年に機能強化のための全面改正） ・新事実の発生又は新要素の判明を理由とするノバ型の原判救済。（刑訴622条） ・欧州人権裁判所により確定有罪判決が欧州人権条約に違反すると判断された場合の再審査（2000年の「無罪推定の保護と被害者の権利強化に関する法律」により導入）。（刑訴622-1条）
	7.新事実・新証拠による救済基準
	・予審委員会は、以前の請求の際に提示された新事実又は知りえていなかったとされる証拠をすべて考慮に入れて判断を行い、新事実が生じ又は裁判の際に知りえていなかった証拠が発見されたと評価される場合には、再審裁判所に請求を付託する。（刑訴624-2第1項） ・再審理由は、「有罪判決後に新たな事実が発生し、又は確定前に裁判所が知らなかった要素が明らかになった結果、それが被告人の無罪を証明する性質を有するか、あるいはその有罪について疑いを生じさせる場合」に認められる。（刑訴622条）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限
	規定なし
	9.判断主体と裁判管轄
	○破棄院の「再審・再審査裁判所」 ・破棄院の5人の司法官からなる予審部と13人の司法官からなる裁判部の合計18名の司法官により構成。（刑訴623条1項）
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	○前審関与裁判官の予審部及び裁判部からの除斥。（刑訴623-1条4項）
	10.救済申立のための公的支援
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○予審委員会による調査 ・予審委員会は刑事訴訟法典の定める手続に従い、自らまたは委任状を発付する形で請求の審理に有用な調査行為を行うことができる。罪を犯したと疑われる者からの聴取を除き、事件当事者（申立人や弁護人、検察官、訴訟参加人、その弁護人）からの聴取も行うことができる。（刑訴624条） ・予審委員会は、真犯人が存在する可能性が認められる場合、管轄地域の検察官に通知し、必要な捜査を行わせることができる。（刑訴624-2条） ・申立人は予審委員会に必要な調査請求や無償による訴訟記録の謄写請求ができる。（刑訴624-5条、624-6条）
	12.申立後の証拠採取手段
	○再審申立の場合、予審委員会から再審裁判所（裁判部）への付託決定、再審裁判所による理由審査、原裁判所における対審公判の三段階構造。 ・再審裁判所は、必要な補充調査と本案審理を行った上で、理由を付した判決を公開法廷において宣告（刑訴法624-3条）。請求に理由があると判断したときは、有罪判決を取消し、新たな対審公判を行うことが可能な場合は、原裁判所と同じ事物管轄の裁判所に事件を送付のために、確定判決をした裁判所と同一審級の別の裁判所に移送し、そうでない場合は再審裁判所が自判する。（刑訴624-7条）
	13.救済手続の構造と手続
	○予審委員会の付託決定に対する不服申立はできない。（刑訴624条5項） ○再審・再審査裁判所の裁判に対しても不服申立はできない。
	14.検察官の不服申立の可否

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）	
	F.ドイツ
通常審	1.訴訟構造と特徴 ○職権主義的構造 ・裁判所の事実説明義務と被疑者・被告人の強度な防御権保障 2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く） ○記録・証拠の閲覧権（刑訴147条） 2-1.開示／閲覧の対象 ・弁護人は裁判所に存在する記録及び検察官が起訴時に裁判所に提出すべき記録（いわゆる「一件記録」：刑訴法）並びに職務上保管されている証拠を閲覧することができる。弁護人がいない被疑者・被告人も一定の制約のもとで閲覧することができる。（刑訴147条1項、4項） ・捜査機関は恣意的に選択して捜査記録を残してはならない（記録の完全性・真実性の原則）。検察官の手控えやその他の業務の内部的な関係書類（例えば調査作成のために作った裁判長の署名のない原文）は一件記録に含まれない。 ・捜査対象から外れるまでの過程で得られた被疑者以外の者に対する「証拠記録」を一件記録に含める必要があるかどうかについては議論があり、判例は原則として対象外とするが、いずれにせよ一件記録に含まれる証拠記録には閲覧権が及ぶ。 ・判例は、刑訴147条1項の記録閲覧権はドイツ基本法103条1項の保障する法治国家的な手続を求める権利を具体化したものであって、一件記録に含まれておらず、かつ裁判所の事実説明義務に基づく取り寄せる必要のない検察官の保管する証拠記録にも、法治国家原則に基づく公正な裁判を受ける権利として記録閲覧権が及ぶと解している。（連邦憲法裁1983年1月12日決定（BVerfGE 63, 45）；連邦憲法裁2020年11月12日決定） ・被疑者・被告人の供述調書、弁護人の立会いが認められた裁判官による証人尋問・検証調書及び鑑定書の閲覧権は絶対的に保障される。（刑訴147条3項） 2-2.不開示とされる場合 ・捜査終了前の記録閲覧は捜査目的を害しない範囲で許される。ただし、被疑者・被告人の身体拘束の適法性を判断するための重要情報に対する閲覧は拒否できない。（刑訴147条2項） ・有効な秘密保護の約束が行われた情報や捜査機関が刑訴96条の押収拒絶権を行使した公務文書は一件記録に含まれない。 3.上訴制度 ○地裁管轄事件は二審制（第一審と上告審） ○区裁管轄事件は三審制（第一審、控訴審、上告審） 3-1.事実誤認を理由とする上訴 ○控訴審は覆審型 ○上告審は法律審であり、新たに実体審理が必要である場合は破棄差戻し。 ・ドイツでは事実説明義務違反や論理則・経験則違反が上告理由として認められており、日本の刑訴382条の控訴理由として認められてきた「審理不十分」や「論理則・経験則等に反する明らかに不合理な認定」という事実誤認の定義と重なる部分があることに注意を要する。 4.不利益再審 ○ファルサ型不利益再審規定（刑訴362条） ○略式決定に対する重罪であることを理由とする不利益再審規定（刑訴373a条） 5.確定事件に関する記録の保存・保管 ○州ごとの記録規則に基づき検察官が管理 6.主要な救済制度 ○利益再審（新証拠又は新事実を理由とするノバ型及びファルサ型）（刑訴359条）（1964年及び1974年改正法により請求人の権利強化、1998年改正法により欧州人権条約違反を利益再審理由（6号）に追加） ○憲法裁判所法上の再審（憲法裁判所法79条1項） 7.新事実・新証拠による救済基準 ・それ単独又は旧証拠と総合して判断したとき、無罪等を言い渡すに適した新たな事実又は証拠が顕出されたとき。（刑訴359条5号） 8.救済申立の期間・回数・理由の制限 ○期間・回数の制限はなし。 有罪確定後の主要救済制度 9.判断主体と裁判管轄 ○事物管轄を同じくする原判決を行った裁判所以外の裁判所（裁判所構成法140a条） ○再審を申し立てられた裁判に関与した裁判官は、再審の裁判に関与することができない（刑訴23条Ⅱ項） ○再審手続及び申立準備のための国選弁護人請求権（刑訴法364a,b条）（1974年改正により導入） 8-1.裁判官の除斥等に関する規定 ○刑訴147条1項による記録の閲覧 ・確定判決後も確定事件の刑の執行手続における申立や再審請求の準備のために記録閲覧権を行使できる。確定後に記録の閲覧請求は検察官に対して行われる。検察官が記録閲覧を認めない決定をしたときは、裁判所に不服申立ができる。（刑訴147条5項） 10.救済申立のための公的支援 ○再審請求審における許容性審査及び理由審査と再審公判の三段階構造 ・許容性審査は口頭弁論を開かず行われる。証拠調べは行われない。（刑訴368条） ・再審請求を適法と認めるときは、理由審査に必要な範囲で証拠調べが実施される。証拠調べの立会権につき、受刑中の者は場所により制限される。（刑訴369条）。 ・主張に十分な根拠が欠けるなどの場合は、口頭弁論を開かずに請求棄却が可能。（刑訴370条）。 ・有罪とされた者が死亡した場合又は検察官の同意がある場合は、再審公判を開かず直ちに無罪判決が可能。（刑訴371条）。 11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務 ○裁判所の職権証拠調べ ・裁判所が証人・鑑定人の尋問や検証の実施を決定した場合は検察官、有罪とされた者及び弁護人に立会権が与えられる。ただし、有罪とされた者が裁判地以外の場所に拘禁中である場合は例外。（刑訴369条3項）（1964年改正により新設） 12.申立後の証拠採取手段 ○再審請求審における許容性審査及び理由審査と再審公判の三段階構造 ・許容性審査は口頭弁論を開かず行われる。証拠調べは行われない。（刑訴368条） ・再審請求を適法と認めるときは、理由審査に必要な範囲で証拠調べが実施される。証拠調べの立会権につき、受刑中の者は場所により制限される。（刑訴369条）。 ・主張に十分な根拠が欠けるなどの場合は、口頭弁論を開かずに請求棄却が可能。（刑訴370条）。 ・有罪とされた者が死亡した場合又は検察官の同意がある場合は、再審公判を開かず直ちに無罪判決が可能。（刑訴371条）。 13.救済手続の構造と手続 ○再審請求審における許容性審査及び理由審査と再審公判の三段階構造 ・許容性審査は口頭弁論を開かず行われる。証拠調べは行われない。（刑訴368条） ・再審請求を適法と認めるときは、理由審査に必要な範囲で証拠調べが実施される。証拠調べの立会権につき、受刑中の者は場所により制限される。（刑訴369条）。 ・主張に十分な根拠が欠けるなどの場合は、口頭弁論を開かずに請求棄却が可能。（刑訴370条）。 ・有罪とされた者が死亡した場合又は検察官の同意がある場合は、再審公判を開かず直ちに無罪判決が可能。（刑訴371条）。 14.検察官の不服申立の可否 ○開始決定に対する検察官の抗告の禁止（刑訴372条）（1964年改正法により禁止）

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）	
G.韓国	
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○当事者主義的構造 ・大正刑訴がベース、当事者主義に展開したが職権主義的側面も残している。検察官の客観義務。
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開示制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○検察官の保管する記録の開覧権（刑訴266条の3） ○訴訟関係中の関係書類の開覧・謄写権（刑訴35条）
	2-1.開示／開覧の対象
	○公訴提起後、検察官が保管している書類又は物の開覧・謄写権（刑訴266条の3第1項） ・被告人又は弁護人は、公訴提起された事件に関する書類又は物の目録や公訴事実の認定又は量刑に影響を与え得る次の書類又は物の開覧・謄写又は書面の交付を請求できる。1.検察官が証人として請求する者が公判期日前に行った供述を記載した書類等、2.検察官請求証拠の証明力と関連する書類等、3.被告人又は弁護人が行った法律上・事実上の主張と関連する書類等。 ・ 例外のない証拠目録の開示義務。（刑訴266条の3第1項及び5項）
	2-2.不開示とされる場合
	○国家の安全保障、証人保護の必要性、証拠隠滅のおそれ、関連する事件の捜査に支障が生じる具体的なおそれがある場合など、証拠の開示を認めない相当な理由があると認められるとき（刑訴266条の3第2項）。 ・検察官が開覧・謄写を拒否した場合は、裁判所の裁定を申し立てることができる。裁判所は、「開覧・謄写又は書面の交付を許容する場合に生ずる弊害の種類・程度、被告人の防御又は裁判の迅速な進行のための必要性及び当該書類等の重要性等」を考慮して裁定。（刑訴266条の4第2項） ・ 裁判所の開覧等の許可決定を検察官が遅滞なく履行しなければ、証拠調べ請求は不可。（刑訴266条の4第5項）。
	3.上訴制度
	○三審制 3-1.事実誤認を理由とする上訴 ○控訴審は続審型であるが、国民参与制度の実施に伴い判例は事後審性を重視。 ○上告審は法律審
	4.不利益再審 ○不可
有罪確定後の主要救済制度	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○法務部令「検察保存事務規則」により、第一審裁判所に対応する検察庁が保存。 ○利益再審（刑訴420条） ○憲法裁判所法上の再審（韓国憲法裁判所法47条3項、75条5～7項） ○ 具体的事件を対象とした特別の救済機関の設置（過去事清算の一環として臨時的な対応） ・例えば、5.18民主化運動等に関する特別法や2000年疑問死真相究明委員会の設置、2017年の検察過去事委員会（大検察庁真相調査団）の設置。
	6..主要な救済制度
	7.新事実・新証拠による救済基準 無罪等を言い渡すべき明白な証拠が新たに発見されたとき。（刑訴420条5号）
	8.救済申立の期間・回数・理由の制限 ○期間・回数の制限なし。
	9.判断主体と裁判管轄 ○原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定 規定なし
	10.救済申立のための公的支援
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務 ○確定記録の開覧・謄写（刑訴59条の2、検察保存事務規則20条）。
	12.申立後の証拠採取手段 ○職権による取寄せ ・請求人側が検察官保管証拠の開示を求めるときは、裁判所を通じて事実照会や文書送付依頼。 ○ 再審開始決定と再審公判の二段階構造 ・新証拠による再審開始要件は日本と同じ。（刑訴420条5号）
	13.救済手続の構造と手続 ○禁止規定なし ・「国家人権委員会2018年11月5日決定」において、法務部長官に、検察官の不服申立制度を改善する刑事訴訟法の改正案を用意すること、それまでの間、不服申立権行使を慎重にすることを勧告。 また 、2019年に作成された大検察庁の「過去事再審事件対応マニュアル」は、明白な誤りがない限り即時抗告は行わない方針を明記。
	14.検察官の不服申立の可否

諸外国の有罪確定後救済制度（修正箇所赤字）

	H.台湾
通常審	1.訴訟構造と特徴
	○職権主義からの改良的当事者主義 ・大正刑訴がベース、検察官及び裁判官の客観注意義務（刑訴2条1項）
	2.不提出証拠の開示制度／不使用証拠の開 覧制度（請求〔予定〕証拠を除く）
	○公判中の訴訟書類等の閲覧権（刑訴33条）
	2-1.開示／閲覧の対象
	・弁護人は一件記録及び証拠物を裁判所で閲覧、並びに抄録、複製または録画をすることができる。（刑訴33条1項） ・被告人にも一定の制限のもとで、公判中に、費用を予納し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することや、法院の許可を得たときは、一件記録及び証拠物の安全の確保を前提に、これを閲覧することができる。（同条2項、3項）
有罪確定後の主要救済制度	2-2.不開示とされる場合
	・被告人の場合、被告人の公訴事実と無関係のもの、または別件の捜査を妨げるもの、あるいは他の当事者及び第三者のプライバシーまたは業務上の秘密に関するものについて、裁判所がその閲覧を制限することはできる。（刑訴33条2項但書）
	3.上訴制度
	○三審制
	○控訴審は覆審型
	○上告審は法律審
有罪確定後の主要救済制度	3-1.事実誤認を理由とする上訴
	○三審制
	○控訴審は覆審型
	○上告審は法律審
	4.不利益再審
	○ファルサ型不利益再審規定
有罪確定後の主要救済制度	5.確定事件に関する記録の保存・保管
	○利益再審（2015年及び2019年改正法により利益再審の機能強化） ・新事実又は新証拠によるノバ型並びにファルサ型再審（刑訴420条） ○検察総長による最高法院への非常上告による救済（刑訴441条、447条1項1号） ・台湾では再審請求権者が検事総長に非常上告を請求するよう促す実務慣行があるとのこと。
	6..主要な救済制度
	○2015改正法により420条1項6号を改正 ・新たな事実又は証拠を単独又は旧証拠と総合的に判断した結果、有罪判決を受けた者が無罪等を受けるべきであると認めるに足りるとき。（420条1項6号）
	7.新事実・新証拠による救済基準
	○期間・回数・理由の制限
有罪確定後の主要救済制度	○期間・回数の制限なし。
	9.判断主体と裁判管轄
	○原裁判所
	8-1.裁判官の除斥等に関する規定
	規定なし
	10.救済申立のための公的支援
有罪確定後の主要救済制度	○2017年6月「 <u>検察機関有罪確定事件審査要点</u> 」 ・台湾高等検察庁検事正により「有罪確定事件審査会」を召集する制度を設置（アメリカのCUIに倣った内部検証機関であり、関連機関、民間団体、弁護士会からの外部委員も参加）。 ○ <u>監察院による事件調査</u> ・公務機関に対し、事件に関する全ての資料と証拠を提出するよう命令することができる。実務上冤罪事件の調査にも用いている。
	11.申立準備のための証拠収集手段／有罪確定後の検察官の証拠開示義務
	○2019年改正法により以下の権利を導入 ・弁護士代理人選任権（刑訴429条の1第1項） ・弁護人及び請求人の一件記録及び証拠物の閲覧・謄写権（刑訴429条の1第3項が刑訴33条を準用） ○ <u>刑事事件確定後DNA鑑定条例</u> （2016年11月16日）による鑑定請求
	12.申立後の証拠採取手段
	○再審請求人の出廷して意見を述べることの通知（刑訴429条の2） ○請求人の証拠調べ請求（刑訴429条の3第1項）又は職権証拠調べ（同条2項）
	13.救済手続の構造と手続
有罪確定後の主要救済制度	○再審開始決定と再審公判の二段階構造
	14.検察官の不服申立の可否
	○開始決定に対する即時抗告可（刑訴435条3項）

諸外国における有罪確定後救済制度の修正箇所についての説明

法制審刑事法（再審関係）部会 委員 鴨志田 祐美

前回の会議において提出した諸外国における有罪確定後救済制度の資料の、アメリカ、イギリス、ドイツ及び韓国の制度に関する記載内容に関してご質問いただいた点につき、次のように補足または修正しました。加えて、前回の資料を提出後こちらで発見した誤記についても訂正しました。

1. アメリカ

「5.確定事件に関する記録の保存・保管」の欄に記載していた「生体資料の保存義務については特別の立法あり(→10.を参照)」を、(→11.を参照)に訂正します。

前回の会議において、成瀬幹事より、アメリカにおける有罪確定後の事実誤認の是正は再公判の請求のみであるとする趣旨のご指摘がありました。しかし、当方の資料に記載のとおり、「再公判の申立て」は、判決宣告後から法令違反や新証拠の発見を理由としても申し立てることができる、上訴との選択が可能な判決の是正手段である一方、新証拠の発見を理由とする場合であっても申立期間が有罪判決から3年以内と比較的短いことから、有罪確定後の主要な冤罪救済制度にはなっていないと思います。そうであるにもかかわらず、事務局作成資料のように再公判の申立て制度だけを記載することは、あたかも有罪判決の宣告から3年を経過すれば、冤罪救済を受けることはできないかのような誤った印象を与えてしまいます。そこで、前回提出した資料に、「各州が固有の人身保護手続・有罪確定後救済制度を設けており、新証拠に基づく誤判の是正を含めて救済対象とすることにより、主要な有罪確定後の冤罪救済制度としての役割を果たしてきた。」ことを、追記したいと思います。

なお、当方の資料には州事件の連邦裁判所へのヘイピアス・コーパス（人身保護令状）の請願の根拠規定を記載してありますが、連邦裁判所への申立ては、州の救済手段を尽くした後に可能であり、その前に州レベルで救済される事件も多いことから、アメリカの有罪確定後救済制度を正確に理解するためには州法との比較が欠かせないように思います。有罪確定後の州の救済制度は州毎に多様であるため、当方も全てを調べているわけではありませんが、刑事又は民事法の中に人身保護制度を設けている州は多数ございます。その一例として、アメリカ最大州であるカリフォルニアは、刑事法典第 1473 条にヘイピアス・コーパスを定めています。当該規定によれば、新証拠に基づく事実誤認を理由とする申立ができることが明記されており、実際にカリフォルニア州における有罪確定後の新証拠の発見に基づく救済事例の多くは当該手続を利用することで救済に至っています。アメリカにおける主要な有罪確定後救済制度に対する誤解を解くために、もし追加で資料を提出してよろしければ、代表的な州の有罪確定後救済制度についても補足したいと思います。

2. イギリス

成瀬幹事より指摘を受けた、「5. 確定事件に関する記録の保存・保管」の欄の記載に関し、従前の資料中、押収物等の保存義務に関する根拠条文が 1984 年警察及び刑事証拠法 22 条であるかのように読み取れる記載になっていましたが、当該条文は授權規定に過ぎず、「1996 年刑事訴訟及び捜査法 26 条(1)に基づく服務規程」が保管義務の根拠規定ですので、そのことが分かるように修正しました。また、あわせて成瀬幹事からご指摘いただいた、押収物自体を保存しなくてもその目的を

果たせる場合は、押収物の写真や複写物の保存で代えることができることも明記することにしました。その結果、「同服務規程は、押収物につき、1984 年警察及び刑事証拠法 22 条に従い、押収物、又は物自体を保存しなくても目的を果たせる場合はその写真や複写物を、当該規程の定める期間、保存することを義務付けている。」というように、表記に改めました。

3. ドイツ

前回の会議で川出委員より、「2-1.開示/閲覧の対象」に記載のドイツ刑訴法147条に基づく記録閲覧権の対象について、同法199条 2 項第2文に基づき検察官が裁判所に提出すべきであった記録が閲覧対象となるとの旨の御発言がありました。これに対し、資料に記載のドイツ連邦憲法裁判所決定は、刑訴法147条に基づく記録閲覧権の射程に関わらず、本来裁判所に提出されるべき、あるいは裁判所が取り寄せるべき証拠だけでなく、「一件記録に含まれておらず、かつ裁判所の事案解明義務に基づく取り寄せる必要のない検察官の保管する証拠記録にも、法治国家原則に基づく公正な裁判を受ける権利として記録閲覧権が及ぶ」ことを判旨とする判例でありますので、その旨がより正確に伝わるよう文言に修正することにしました。なお、ドイツは職権主義ですが、事案解明義務違反は裁判所が事案解明のための具体的手がかりを得ていなければ認められないことから、裁判所にそうした手がかりを与える意味でも、被告人の証拠調べ請求権や不提出記録の閲覧等の防御権が保障されています。資料の追加をお認めいただけるのであれば、2-1 欄に記載の連邦憲法裁判所1983年1月12日決定（なお、判例を日本語表記に改めました）等の理由の抜粋を提出することは可能です。

4. 韓国

「1.訴訟構造と特徴」に記載していた「なお、起訴状一本主義は不採用」という文言を削除いたします。1983年の刑事訴訟規則改正により、韓国においても規則レベルで起訴状一本主義が採用されています。また、「6.主要な救済制度」に記載の根拠条文につき韓国憲法裁判所法75条「5項、6項」を「5～7項」に訂正します。

前回の会議で森本委員より、「2-1.開示/閲覧の対象」の欄の記載が条文の記載に対応していないのご指摘を受けましたので、条文に即して、「証拠目録の開示を遅滞なく履行しなければ、証拠調べ請求不可。（刑訴 266 条の 3 第 5 項）」との記載を、「例外のない証拠目録の開示義務。（刑訴 266 条の 3 第 1 項及び 5 項）」との記載に修正しました。あわせて、「2-2.不開示とされる場合」に記載の、「許可決定に対する検察官の不服申立は不可。（刑訴 266 条の 4 第 5 項）」との表記についても、不服申立ができないことに誤りはありませんが、条文に即して、「裁判所の閲覧等の許可決定を検察官が遅滞なく履行しなければ、証拠調べ請求は不可。（刑訴 266 条の 4 第 5 項）」との表記に改めました。

また、森本委員からは、「6.主要な救済制度」に記載の、過去事清算は特殊事案を対象としており、一般的な刑事事件はこれには該当しないとの御指摘も受けましたが、当該記載は、刑事訴訟法の規定による再審の他に、具体的事件を対象とした臨時的対応も行われてきた事実を述べたものに過ぎませんので、そのままにしております。「14.検察官の不服申立の可否」の記載している国家人権委員会2018年11月5日決定は過去事だけを対象とした勧告ではないところ、「これを受けて」、「過去事再審事件対応マニュアル」が作成されたかのような記載になっていましたので、過去事再審事件対応マニュアルが一般事件を対象にしているような誤解を与えないよう、「これを受けて」を「また」という文言に改めました。

＜関連規定＞

アメリカ

【連邦刑事訴訟規則】

第33条 再公判 (new trial)

(a) 被告人の申立て 裁判所は、被告人の申立てにより、正義の利益がそれを必要とする場合は、いかなる有罪判決も取り消し、再公判を許可することができる。陪審なしで審理された事件においては、裁判所は追加の証言を採用し、新たな判決を下すことができる。

(b) 申立て期間

(1) 新たに発見された証拠に基づく場合 新たに発見された証拠に基づく再公判の申立ては、有罪評決又は有罪認定から3年以内に提出しなければならない。上訴係属中の場合、上訴裁判所が事件を差し戻すまでは、地方裁判所は再公判の申立てを認容することはできない。

(2) その他の理由に基づく場合 新たに発見された証拠以外の理由に基づく再公判の申立ては、有罪評決又は有罪認定から14日以内に提出しなければならない。

【カリフォルニア州刑法典】

第 1473 条 令状を申し立てることができる者、虚偽証拠、新証拠、医学的・科学的法医学的専門家証言に関する重大な争点、令状またはその他の救済手段の根拠に制限なし、否認または信頼性が損なわれた専門家意見、審理への出廷、人身保護救済の事実的又は法的根拠に関する検察の認諾または合意、再審における代理人

(a) いかなる名目によるものであれ、不法に拘禁され又は自由を拘束されている者は、拘禁又は拘束の原因を調査するために、人身保護令状を申し立てることができる。

(b)(1) 人身保護令状は、以下の理由を含む場合に申し立てることができる。ただし、これに限るものではない。

(A) 有罪または刑罰に関する問題において重要な虚偽の証拠が、その者の拘禁に係する審理又は裁判で提出された場合。

(B) 有罪の問題に関して事実である、立証的価値がある、または重要であるとその者が信じていた虚偽の物的証拠が、有罪答弁を行った時点で当該者に知られており、その証拠が当該者の有罪答弁に直接関連する重要な要因であった場合。

(C)(i) 新たな証拠が存在し、それが重大な遅延なく提出され、証拠能力があり、かつ十分に重要かつ信頼できるものであり、その結果、その証拠によって事件の結論が変更されていた可能性が高い場合。

(ii) 本項において「新たな証拠」とは、これまで裁判で提出され審理されたことがなく裁判後に発見された証拠を意味する。

(D) 裁判または審理において提出された医学的、科学的又は法医学的専門家の証言に関して請求人に有利となる重大な争点が新たに生じ又はさらに発展し、その専門家証言が事件の結論に影響を与えた可能性が高い場合。

(i) 本項において、「医学的、科学的又は法医学的専門家の証言」とは、専門家の結論又はその意見の根拠となっている科学的、法医学的、または医学的事実を含む。

(ii) 本項における「重大な争点」とは、専門家の証言の根拠となった診断、技術、手法、理論、研究又は研究成果の信頼性ないし妥当性に関する争点を意味する。

(iii) 本項の下では、医学的・科学的・法医学的専門家の証言の根拠となる診断、技術、手法、理論、研究又は研究成果の信頼性や妥当性を損なうような進展が生じたと、相当数又は高度な専門性を有する当該分野の専門家らが結論づけていることを示す、信頼性のある専門家証言や供述書又は査読済みの学術文献によって、重大な争点が存在することを立証できる。

(iv) 裁判所が当該争点が「重大」であるかを判断する際には、以下の証拠に大きな重みを与えなければならない。関連する医学的・科学的・法医学的分野において、専門家の証言の根拠となった診断、技術、手法、理論、研究又は研究成果の信頼性ないし妥当性を損なうような合意が形成されていること、又はその信頼性や妥当性に関して合意が存在しないこと。

(v) その重大な争点は、関連する医学的・科学的・法医学的共同体内で新たに生じたか、又はさらに発展したものでなければならない。この「関連する共同体」には、科学共同体及びそれに依拠するあらゆる科学的知識の分野が含まれ、特定の科学的または技術的分野・専門領域の実務者や擁護者のみに限定されない。

(vi) 請求人が救済を受ける資格があるとの一応の立証を行った場合、裁判所は、なぜ救済を認めるべきでないのかを示すよう命じる令状を発する。救済を受けるためには、本小項のすべての要件が証拠の優越によって立証されなければならない。

(2)～(4) (省略)

イギリス

【1996 年刑事訴訟及び捜査法第 26 条(1)服務規程(2020 年 9 月版)】

5. 資料の保管

(a) 資料の保管義務

5.1 捜査官は、捜査において入手した資料のうち、捜査に関連する可能性のあるものを保管しなければならない。資料が消耗しやすいものである場合、捜査官によって作成されたものではなく提供を受けたもので所有者に返還すべきものである場合、又は諸般の事情から原本ではなく複製を保管することが合理的である場合には、資料は写真撮影、ビデオ録画、デジタル保管その他の方法によって、原本ではなく複製の形でいつでも保管することができる。

5.2 1984 年警察及び刑事証拠法によって付与された押収権限の行使により物品が押収された場合、本規範に基づくその物品の保管義務は、同法第 22 条に定められた押収物の保管に関する規定に従うものとする。

5.3 事件の進展により、捜査責任者が、以前に調査されたが関連性がないと判断されたために保管されなかった資料について、それが現在は捜査に関連する可能性があると認識した場合には、可能な限り、その資料を入手するための措置を講じるか、または必要に応じて後日の検査や法廷での提出のために保管されるようにしなければならない。

5.4 資料を保管する義務には、特に次の各項目に該当する資料について、捜査に関連する可能性ある場合にはそれを保管する義務が含まれる。

- ・罪報告書(犯罪報告書様式、事件報告帳の該当部分、警察官の手帳などを含む)
- ・留置記録。
- ・電話メッセージ(例:999 番通報)の録音テープから作成された記録で、犯罪又は被疑者に関する記述を含むもの。
- ・証人の最終的な供述書(及び最終版と内容が異なる草案)並びにそこに言及された証拠物(ただし、必要に応じて法廷で提出されることを条件に所有者に返還されたものは除く)。
- ・供述記録(実際の又はその可能性のある証人又は被疑者との面談の書面記録、音声又は映像記録)。
- ・警察と専門家(科学捜査官など)との間のやり取り、専門家によって実施された作業の報告書及び刑事訴追の目的で捜査官に提出された科学的資料の目録。
- ・被疑者を特定又は描写しようとするすべての証人による、最初の人物描写の記録。その後当該証人又は他の証人がした描写と異なるか否かを問わない。
- ・証人の信頼性に疑いを生じさせるあらゆる資料。

5.5 また、資料が捜査に関連する可能性がある場合の保管義務には、特に 1996 年刑事訴訟及び捜査法における検察側の証拠開示基準を満たす可能性のある以下のような資料を保管する義務も含まれる。

- ・被告人によって提供された情報で起訴されている犯罪についての説明を示唆するもの
- ・自白の信用性に疑いを生じさせるあらゆる資料
- ・検察側証人の信頼性に疑いを生じさせるいかなる資料

5.6 これらのカテゴリに該当する資料の保管義務は、それらに付随するのみで独立した重要性を持たない物品(例えば、記録や報告書の複製など)には及ばない。

(b) 資料の保管期間

5.7 捜査に関連する可能性のあるすべての資料は、被疑者に対して訴追を開始するか否かの決定がなされるまで保管しなければならない。

5.8 刑事捜査の結果、訴追が開始された場合には、捜査に関連する可能性のあるすべての資料を、少なくとも、被告人が無罪となるか有罪となるか、又は検察官が事件を進めないと決定するまで、保管しなければならない。

5.9 被告人が有罪判決を受けた場合、捜査に関連する可能性のあるすべての資料は、少なくとも以下のいずれかの時点まで保管しなければならない。

- ・裁判所が拘禁刑又は入院命令を言い渡した場合：有罪判決を受けた者が拘禁から釈放できるか、病院から退院するまで。
- ・その他のすべての場合：有罪判決の日から 6 月間

ただし、裁判所が拘禁刑または入院命令を言い渡した場合であっても、有罪判決の日から6月より前に釈放又は退院したときは、すべての関連資料は有罪判決の日から少なくとも 6 月間は保管しなければならない。

5.10 有罪判決に対する控訴が、釈放若しくは退院時又は 5.9 項に規定された 6 月の期間の終了時に係属中である場合には、捜査に関連する可能性のあるすべての資料は、控訴審決定が下されるまで保管しなければならない。同様に、その時点で刑事事件再審委員会が申立てを審査している場合には、当該事件を裁判所に付託しないと決定するまで、捜査に関連する可能性のあるすべての資料を少なくとも保管しなければならない。

【1984年警察及び刑事証拠法】

第22条 保管

(1) 下記第(4)項の規定に従うことを条件として、上記第19条又は第20条に基づく要請により警察官が押収又は持ち帰った物品は、すべての状況において必要とされる限り、保管することができる。

(2) 上記第(1)項の一般的な規定を妨げることなく、

(a) 犯罪捜査の目的で押収された物品は、下記第(4)項に定める場合を除き、次の目的のために保管することができる。

(i) 犯罪の裁判における証拠として使用するため、又は、

(ii) 犯罪に関連した法医学的検査または捜査のため。

(b) 犯罪の結果として取得されたと合理的に信じるに足る理由がある場合には、その正当な所有者を確認する目的で、いかなる物品も保管することができる。

(3) 次の理由により押収された物品については、

(a) 他人に身体的傷害を与えるため、

(b) 財産に損害を与えるため、

(c) 証拠を妨害するため、又は、

(d) 警察の拘留または合法的拘禁からの逃走を助けるため、

その物品が押収された人物が警察の拘留または裁判所の拘禁下でない、または裁判所の拘禁下にあるが保釈により釈放された場合には、保管することはできない。

(4) 上記第(2)(a)項に掲げるいずれかの目的のために、写真又は複写物で十分な場合には、物

品を保管することはできない。

- (5) 本条のいかなる規定も、1897年警察（財産）法第1条に基づく裁判所の命令を出す権限に影響を及ぼすものではない。

ドイツ

【刑事訴訟法】

第 147 条 (被疑者・被告人の記録閲覧権、証拠物の閲覧権、情報請求権)

- ① 弁護人は、裁判所に提出されている、または起訴が提起された場合に裁判所に提出されるべき記録を閲覧し、ならびに公的に保管されている証拠物を閲覧する権限を有する。
- ② 捜査の終了がまだ記録に記載されていない場合は、捜査の目的を害するおそれがある限りにおいて、弁護人に対して記録全体又はその一部の閲覧や、公式に保管されている証拠物の閲覧を拒否することができる。第 1 文の要件が満たされており、かつ被疑者が勾留されているか、暫定的な逮捕において勾留が請求されている場合は、弁護人に対して、自由の剥奪の適法性を判断するうえで重要な情報を適切な方法で提供しなければならない。通常、この場合には記録の閲覧を認めるものとする。
- ③ 被疑者の取調べに関する調書、弁護人の立会いが許可され又は許可されるべきであった裁判官による捜査行為に関する調書、及び専門家の鑑定書については、いかなる手続段階においても、弁護人に対する閲覧を拒否してはならない。
- ④ 弁護人を有しない被疑者は、そのことによって本件以外の刑事手続における捜査目的が害されるおそれがなく、かつ第三者の優越的に保護されるべき利益に反しない限りにおいて、第 1 項から第 3 項の規定を準用して、記録を閲覧し、また、公的に保管されている証拠物を監督の下で閲覧する権利を有する。記録が電子的に管理されていない場合には、閲覧に代えて記録の写しを提供することができる。
- ⑤ 記録閲覧の許可については、起訴前手続中及び手続が確定的に終了した後は検察官が、それ以外の場合には事件を担当する裁判所の裁判長が決定する。検察官が捜査終了を記録に記載した後に記録閲覧を拒否した場合、第 3 項に基づいて閲覧を拒否した場合、又は被疑者が釈放されていない場合は、第 162 条により管轄される裁判所に対し裁判による決定を申請することができる。第 297 条から第 300 条、第 302 条、第 306 条から第 309 条、第 311a 条及び第 473a 条が準用される。これらの決定には、調査の目的が危険にさらされるおそれがある限り、その理由は付されない。
- ⑥ 記録閲覧の拒否理由が事前に消滅していない場合は、検察官は遅くとも捜査の終了時にその拒否措置を解除しなければならない。弁護人又は弁護人を有しない被疑者に対しては、記録閲覧の権利が再び制限なく認められるようになった時点で、その旨を通知しなければならない。

【連邦憲法裁判所 1983 年 1 月 12 日決定 (BVerfGE 63, 45)】

要旨

1. 被疑者・被告人に対する捜査とは別個に作成された捜査機関の証拠記録であって、第三者に対する犯行関連の調査およびその結果が記録されているものについては、その内容が被疑者・被告人に対して疑われている犯行の認定及びその者に対して科され得る法的効果に何らかの意味を持ち得る場合に限り、憲法上、検察官はこれを裁判所に提出し、弁護人による刑事訴訟法第 147 条に基づく閲覧に供する義務を負う。
2. 裁判官の真実発見義務に従って記録の完全性を審査するという司法的コントロールは法治国家の要請を満たしている。
3. 裁判所に提出されなかった証拠記録については、被疑者・被告人は弁護士を通じて直接検察官に対し閲覧を請求することができる。これを拒否された場合は、裁判所構成法施行法第 23 条以下の

手続により司法的救済を求めることができる。

【連邦憲法裁判所2020年11月12日決定(BVerfG NJW 2021, 455)】

要旨

1. 基本法第2条第1項及び法治国家原則により、秩序違反手続における関係人には、刑事手続における被疑者と同様に、法治国家に基づく公正な手続を受ける権利が保障されている。
2. 公正な手続を受ける権利からは、秩序違反手続における関係人も、刑事手続における被疑者と同様に、公判において証拠申請や証拠調査申請という訴訟手段を通じて手続に影響を与える可能性を有するほか、基本的に、捜査の目的で作成されたが記録には編入されなかった内容についても知る権利を有すると解される(参照、連邦憲法裁判所判決 BVerfGE 63, 45 [66] = NJW 1983, 1043)。
3. 記録に編入されていない情報へのアクセス権は、特に大量に発生する秩序違反の分野では、無制限に認められるわけではない。たとえば、速度違反における標準化された測定手続に関する憲法上問題のない判例実務や、秩序違反法(OWiG)第77条第2項に基づく却下の可能性は、取得・評価された情報に基づいて測定結果の誤りを主張する権利の行使を時間的に制限している。関係人は、追加情報へのアクセスから得られた知見を根拠として有効に弁護するためには、秩序違反手続においてこれを適時に請求しなければならない。

韓国

【刑事訴訟法】

第 266 条の 3 (起訴後に検察官が保管している証拠書類等の閲覧・謄写)

- ① 被告人又は弁護人は、検察官に対し、起訴された事件に関する書類又は物（以下「書類等」という）の目録及び公訴事実の認定又は量刑に影響を及ぼし得る次の書類等の閲覧・謄写又は書面の交付を申請することができる。ただし、被告人に弁護人がいる場合、被告人は閲覧のみを申請できる。
1. 検察官が証拠として請求する書類等
 2. 検察官が証人として請求する者の氏名・事件との関係等を記載した書面又はその者が公判期日前に行った陳述を記載した書類等
 3. 第 1 号又は第 2 号の書面又は書類等の証明力に関連する書類等
 4. 被告人又は弁護人が行った法律上・事実上の主張に関連する書類等（関連刑事裁判の確定記録、不起訴処分記録などを含む）
- ② 検察官は、国家の安全、証人保護の必要性、証拠隠滅の懸念、関連事件の捜査に支障を来すと予想される具体的な事由など、閲覧・謄写又は書面の交付を許容しない相当な理由があると認めるときは、閲覧・謄写又は書面の交付を拒否し、またはその範囲を制限することができる。
- ③ 検察官は、閲覧・謄写又は書面の交付を拒否し、又はその範囲を制限する場合には、遅滞なくその理由を文書で通知しなければならない。
- ④ 被告人又は弁護人は、検察官が第 1 項の申請を受けた時から 48 時間以内に第 3 項の通知がなされない場合、第 266 条の 4 第 1 項の申請をすることができる。
- ⑤ 検察官は、第 2 項にもかかわらず、書類等の目録については閲覧又は謄写を拒否することができない。
- ⑥ 第 1 項の書類等には、図面、写真、録音テープ、ビデオテープ、コンピュータ用ディスク、その他情報を記録するために作成された物で文書でない特殊媒体を含む。この場合、特殊媒体の謄写は必要最小限の範囲に限る。

第 266 条の 4 (裁判所による閲覧・謄写に関する決定)

- ① 被告人又は弁護人は、検察官が書類等の閲覧・謄写又は書面の交付を拒否したり、その範囲を制限した場合、裁判所に対してその書類等の閲覧・謄写又は書面の交付を許可するよう請求することができる。
- ② 裁判所は第 1 項の請求があった場合、閲覧・謄写又は書面の交付を許可することにより生じる弊害の種類・程度、被告人の防御権や迅速な裁判進行の必要性、該当書類等の重要性などを考慮して、検察官に対し閲覧・謄写又は書面の交付を許可するよう命ずることができる。この場合、閲覧又は謄写の時期・方法を指定したり、条件・義務を課すことができる。
- ③ 裁判所が第 2 項の決定をする場合、検察官に意見を述べる機会を与えなければならない。
- ④ 裁判所は必要と認めるときは、検察官に該当書類等の提出を求めることができ、被告人及びその他の利害関係人を訊問することができる。
- ⑤ 検察官が第 2 項の閲覧・謄写又は書面の交付に関する裁判所の決定を遅滞なく履行しない場合、当該証人および書類等について証拠調べ請求をすることはできない。

再審請求権者に関する問題点

事件名	確定判決が認定した事実の概要 本人の主張の要旨	確定判決 罪名・宣告刑	再審請求の経過	再審請求権者に関する問題点についての意見
コ 五ト 所殺 同殺 川人 原事 件	本人は、1936年7月21日、青森県北津軽郡五所山頂町所在の被害者宅を物色していたところ、娘殺中の被害者が目を見まして本人の顔を見て誰何したので、被害者を刃物で刺殺した。 本人は犯人ではない。	大判1937. 9. 27 強盗殺人により 無期懲役	1983. 2 本人死亡 1989. 7. 20 妻による再審請求（第1次） ※ その後、8次におたる再審請求 2010. 3. 21 妻死亡	本人は死亡し、その後、妻も死亡したことにより、検察官以外の再審請求権者がいなくなり、再審請求ができなくなった。
福 岡 事 事 件	本人は、A（実行犯）らと共謀の上、架空取引を持ちかけ、取引関係者を誘い出して殺害して代金を集取しようとして、1947年5月20日、被害者2名を福岡市内の取引現場に誘い出し、Aが拳銃を発射するなどして、被害者2名を殺害した。 本人は事件とは無関係である。	福岡地判1948. 2. 27 強盗殺人により 死刑	1956. 12. 3 本人による再審請求（第1次） ※ その後、5次におたる再審請求 1975. 6. 17 死刑執行 （Aは恩赦により無期懲役に減刑） 2005. 5. 23 遺族による再審請求 ※ 遺族の死亡により終了	本人は（死刑執行により）死亡した。 本人の遺族としては、なかなか再審請求に踏み切れず、死刑執行から30年もの時間が経過して、ようやく再審請求を行うことができたが、その遺族も死亡した。 そのため、検察官以外の再審請求権者がいなくなり、再審請求ができなくなった。
帝 銀 事 事 件	本人は、1948年1月26日、東京都豊島区所在の帝國銀行横名町支店に現れ、「奉頓患者が出て清書をしないといけないので、予防薬を飲んでももらいたい」といって、行員らを騙して青酸化合物を飲ませて、被害者19名を死亡させ、現金等を強取した。 本人は犯人ではない。	東京地判1950. 7. 24 強盗殺人等により 死刑	1955. 6. 22 本人による再審請求（第1次） ※ その後、18次におたる再審請求 1987. 5. 10 本人死亡 1989. 5. 10 本人の養子による再審請求 2013. 8. 20 本人の養子死亡 2015. 11. 24 本人の遺族による再審請求	本人は死亡し、その後、本人の養子が遺志を継いで再審請求を行っていたが、その養子も死亡した。 本人の親族は、世間からの迫害がひどく、とでも再審請求ができる手段ではなかった。最近になつて、ようやく再審請求が行うことができたが、本人の死亡から28年もの時間が経過している。
菊 池 事 事 件	本人（ハンセン病患者）は、1952年7月6日、熊本県菊池郡内の山道において、所携の短刀で被害者を刺殺した。 本人は犯人ではない。	熊本地判1953. 8. 29 殺人等により 死刑	1957. 10. 2 本人による再審請求（第1次） ※ その後、3次におたる再審請求 1962. 9. 14 死刑執行（再審請求撤回決定の翌日） 2012. 11. 7 検事総長に再審請求を要請（再審請求せず） 2016. 4. 25 最高裁、特別法廷を平等原則違反として勅諭 2020. 2. 26 熊本地裁、国家賠償請求事件判決 検察官の再審請求権但不行使を理由とする国家賠償請求事件 菊池事件の審理が憲法19条、14条1項に違反する疑いがあることを認める。 憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがあることを認める。 2020. 11. 13 憲法違反を理由に国民的再審請求 2021. 4 本人の遺族による再審請求	本人は死亡し、本人の親族も、ハンセン病に対する差別・偏見が苛烈であるため、長年にわたる再審請求に踏み切ることができなかった。この間、ハンセン病の元患者らが検察官に対して再審請求を行うよう要請したが、検察官は再審請求をしなかったため、請願権の行使として再審請求（国民的再審請求）を行った。その後、本人の遺族が匿名で再審請求を行ったが、本人の死亡から60年近くが経過している。
名 張 事 事 件	本人は、1961年3月28日、三重県名張市所在の公民館において、その場に居合わせた者に対して刃物（ニッカリン）の混弾中毒に罹患させた。 本人は犯人ではない。	名古屋高判1969. 9. 10 殺人・殺人未遂により 死刑	1973. 4. 15 本人による再審請求（第1次） ※ その後、9次におたる再審請求 2015. 10. 4 本人死亡（第9次再審請求係属中） 2015. 11. 6 本人の妹による再審請求	本人は死亡し、本人の妹が本人の遺志を継いで再審請求を行っている。しかし、本人の妹は95歳と高齢であるため、同人が死亡すれば再審請求ができなくなる可能性がある。
野 田 事 事 件	本人は、1979年9月11日、千葉県野田市において、下校途中の被害女児に対してわいせつな行為を行った後、被害女児を窒息死させた。 本人は犯人ではない。	千葉地松戸支判1987. 1. 26 殺人、 強制わいせつ致死により 懲役12年	2014. 7. 14 本人による再審請求 2018. 9. 19 本人死亡 2021. 5. 12 本人の姉による再審請求	本人は死亡し、現在は本人の姉が本人の遺志を継いで再審請求を行っている。しかし本人の姉とは長らく通信不通の状態にあったことや、本人の姉を含む親族が報道や世間からの差別的言動により傷ついていたこともあって、再審請求に至るまでには困難があった。
大 崎 事 事 件	A、B、Cは、共謀の上、1979年10月12日、鹿児島県曾根郡大崎町所在の被害者宅において、被害者の首をタオルで絞めて殺害し、さらにDと共謀の上、同日13日、被害者の死体を運搬した。 本件は殺人事件ではなく、4人が死体を運搬した事実もない。	鹿児島地判1980. 3. 31 殺人、死体遺棄により 10年（A）、8年（B）、7年（C） 死体遺棄により1年（D）	1987. 4. 25 C（Dの父）死亡 1993. 10. 2 B死亡 1995. 4. 19 A本人による再審請求（第1次） ※ その後、4次におたる再審請求 1997. 9. 19 D本人による再審請求（第1次） 2001. 5. 27 D死亡（自殺） 2001. 8. 14 Dの母による再審請求 ※ Dの母の死亡により終了 2010. 8. 30 Bの長女による再審請求（第1次） ※ その後、3次におたる再審請求 2020. 3. 30 A・Bの長女による再審請求（Aは第4次、Bは第3次） Aの長女による再審請求はAの心神喪失が理由	Bの死亡後、Bの長女がBの遺志を継いで再審請求を行っている。しかし、なかなか再審請求に踏み切れず、Bの死亡から18年もの時間が経過して、ようやく再審請求を行うことができた。 C（Dの父）、Dは死亡し、Dの母がDの遺志を継いで再審請求を行っていたが、Dの母も死亡した。そして、C、Dについては、再審請求権者である他の遺族に再審請求を行う意思がないため、再審請求ができなくなっている。
鶴 見 事 事 件	本人は、1988年6月20日、横浜市在の被害者の事務所へ赴き、凶器を用いて被害者夫婦を殺害した後、事務所内にあった現金1200万円を奪った。 現金は窃取したが、被害者夫婦を殺害した事実はない。	横浜地判1995. 9. 7 強盗殺人により 死刑	2006. 4. 17 本人による再審請求（第1次） ※ その後、2次におたる再審請求 2021. 10. 8 本人死亡（第2次再審請求係属中） 2021. 12. 24 本人の妻による再審請求（第3次）	本人は死亡し、本人の妻が本人の遺志を継いで再審請求を行っている。しかし、本人の妻は91歳と高齢であるため、同人が死亡すれば再審請求権者がいなくなり、再審請求ができなくなる。